

川口市土曜日共同保育実施要綱

令和3年7月30日子ども部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び企業主導型保育事業（以下、「施設・事業所」という。）における「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号ほか）で規定する共同保育について、保育の質を確保した上で適切に実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土曜日共同保育 他の施設・事業所に在籍している児童を土曜日に受け入れて行う共同保育
- (2) 実施施設 土曜日共同保育を依頼施設から依頼されて実施する施設
- (3) 依頼施設 土曜日共同保育を実施施設に依頼する施設

(事前協議)

第3条 土曜日共同保育を開始しようとする施設・事業所は、開始する日が属する月の前々月の末日までに、必要書類を添えて土曜日共同保育に関する事前協議書（様式第1号）を提出し、市と事前協議しなければならない。

- 2 実施施設及び依頼施設は、事前協議の終了後、土曜日共同保育を開始する日までに、当該施設・事業所の運営規程の変更手続きを行わなければならない。
- 3 現に土曜日共同保育を実施している施設・事業所が実施内容等の変更を行う又は土曜日共同保育を終了する場合は、前2項の例にならぬ、事前協議及び運営規程の変更手続きを行わなければならない。

(保護者同意)

第4条 実施施設及び依頼施設は、土曜日共同保育の実施にあたり、在籍する全ての子どもへの保護者に書面で説明を行い、書面で同意を得るものとする。

(施設・事業所間の協議)

第5条 実施施設及び依頼施設は、土曜日共同保育の安全対策、責任体制、費用負担、職員配置、その他土曜日共同保育の実施に必要な事項について十分に協議を行い、書面をもって合意した上で共同保育を開始するものとする。

(設備運営基準等)

第6条 設備運営基準及び職員配置基準(以下、「基準」という。)は実施施設に適用される基準とする。

2 前項の規定に関わらず、企業主導型保育事業が実施施設となる場合は、依頼施設に適用される基準とする。ただし、他市町村に設置されている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業が依頼施設、川口市に設置されている企業主導型保育事業が実施施設となる場合は、依頼施設の施設種別に応じた川口市の基準とする。

3 利用児童に配慮し、慣れ親しんだ職員の配置等により保育の質を確保する観点から、依頼施設は土曜日共同保育の実施日に自施設の保育士等を実施施設に1名以上配置するものとする。

(費用徴収)

第7条 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施施設及び依頼施設が負担するものとし、保護者からの費用徴収は原則として認めない。

(個人情報管理)

第8条 土曜日共同保育を実施する施設・事業所は、保護者に事前に説明し書面で同意を得た上で、保育を提供する子どもの日頃の状況(疾患、アレルギー等を含む)など、土曜日共同保育を実施するために必要な情報を共有するものとする。

2 土曜日共同保育を実施する施設・事業所は、土曜日共同保育の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理するものとする。また、当該個人情報は土曜日共同保育の実施及び子どもの福祉向上を図るためにのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。土曜日共同保育の終了後も同様とする。

(非常災害対策)

第9条 土曜日共同保育を実施する施設・事業所は、災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先、その他災害に備えて決定又は共有しておくべき事項について協議し、予め土曜日共同保育実施中の非常災害対策計画を作成するものとする。

2 前項の計画は、実施施設において定めている非常災害対策計画に必要な事項を追加して作成することができるものとする。

3 第1項の規定により非常災害対策計画を作成した場合、または、前項の規定により実施施設の非常災害対策計画を変更した場合は、作成または変更した計画を市に提出するものとする。

(施設・事業所が他自治体に所在する場合の取り扱い)

第10条 実施施設又は依頼施設が他自治体に所在する場合は、当該施設の運営状況等を

勘案のうえ、市が認める場合に限り土曜日共同保育を実施することができる。

- 2 前項の規定により他自治体に所在する施設と土曜日共同保育を実施する場合は、当該他自治体で定める土曜日共同保育の実施の手続きを行わなければならない。

(報告等)

- 第11条 土曜日共同保育を実施する施設・事業所は、市が土曜日共同保育の実施内容の確認のために書類の提出、施設への立入調査を求めた場合には応じなければならない。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、土曜日共同保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。